

【用語】市村—新田郡新田町 諸色—年貢の対象となる諸作物 又候—またしても、またもや 大変—一大事 委細—くわしい事情 口上—口頭で伝えること 壺村切—一村ごと 出作—他村にある田畑を耕作すること 大痛—大損害 筆頭—組頭の別称

【解説】天明三年（一七八三）の浅間焼けは、新田郡の周辺にも大きな被害を与えた。それは「砂」すなわち火山灰である。市村をはじめとする幕府領村々の名主は、火山灰による被害調査とそれを除去する費用の援助を求めて、幕府代官の遠藤兵右衛門役所に願書を提出した。

この文書は、市村周辺における浅間山噴火と降灰の状況を記している。その具体的な被害の様子をうかがうことができる。七月二日の夜浅間山が震動し、「炭」のようなものが降り、五日夕方から八日昼頃にかけて山の震動は止まらず、灰が雷雨のように降り続いた。そのため畑の作物はすべて、田圃の稲も過半は灰に埋まってしまい、収穫は皆無のような状況に陥った。そこで降り積もった灰や作物の状況を検分して欲しいという願書を七月九日作成し、寺井村の喜兵衛らが代表となって申し立てた。それを受けて手代の黒川左右八が七月二十七日、現地に出張してきたので、村々は被害状況を書き上げた書類を提出したのである。なお、この記録を含む栗原家文書は新田町指定の重要文化財である。